

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	園芸畜産課	整理番号	1-3
許認可等の種類	共済規程設定の変更又は廃止の許可(漁協)			
根拠法令条例等・条項	水産業協同組合法第15条の2第2項			
許認可等の概要	漁業協同組合の共済規程の変更又は廃止の認可			
審査基準 (未設定の場合は その理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】水産業協同組合法施行規則第12条 法第十五条の二第一項(法第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 事業の実施方法に関する事項 イ 被共済者又は共済の目的の範囲 ロ 共済事業実施組合の委託を受けて当該共済事業実施組合のために共済契約の締結の代理又は媒介を行う者の共済契約の締結の代理又は媒介に係る権限に関する事項 ハ 共済金額及び共済期間の制限 ニ 被共済者又は共済の目的の選択及び共済契約締結の手續に関する事項 ホ 共済掛金の收受、共済金の支払及び共済掛金の払戻しその他の返戻金に関する事項 ヘ 共済証書の記載事項並びに共済契約申込書の記載事項及びこれに添付すべき書類の種類 ト 再保険(第五十九条に規定する再保険をいう。)に関する事項 チ 共済契約の特約に関する事項 リ 契約者割戻し(法第十五条の十三第一項(法第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する場合を含む。以下同じ。))に規定する契約者割戻しをいう。以下同じ。))に関する事項 ヌ 共済契約に基づく貸付けに関する事項 ル 共済金額、共済の種類又は共済期間を変更する場合に関する事項 ラ 特別勘定(法第十五条の十五第一項(法第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する場合を含む。以下同じ。))に規定する特別勘定をいう。以下同じ。))を設ける場合においては、次に掲げる事項 (1) 特別勘定を設ける共済契約の種類 (2) 特別勘定に属する財産の種類及び評価の方法 ワ 他の共済事業実施組合との契約により連帯して共済契約による共済責任を負担し、かつ、当該共済責任について負担部分を有しない共済事業実施組合(以下「共同事業組合」という。))においては、その旨 ニ 共済契約に関する事項 イ 共済事業実施組合が共済金を支払わなければならない事由 ロ 共済契約無効の原因 ハ 共済事業実施組合がその義務を免れる事由 ニ 共済事業実施組合の義務の範囲を定める方法及びその義務の履行の時期 ホ 共済契約者又は被共済者がその義務を履行しないことよって受ける損失 ヘ 共済契約の全部又は一部の解除の原因並びにその解除の場合において当事者が有する権利及び義務 ト 契約者割戻しを受ける権利を有する者がいる場合においては、その権利の範囲 チ 共済約款の適用に関する事項 ニ 共済掛金及び責任準備金(法第十五条の十(法第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する場合を含む。))に規定する責任準備金をいう。以下同じ。))の額の算出方法に関する事項 イ 共済掛金の計算の方法(その計算の基礎となる係数を要する場合においては、その係数を含む。))に関する事項 ロ 責任準備金の計算の方法(その計算の基礎となる係数を要する場合においては、その係数を含む。))に関する事項 ハ 返戻金の額その他の被共済者のために積み立てるべき額を基礎として計算した金額(以下「契約者価額」という。))の計算の方法及びその基礎に関する事項 ニ 契約者割戻しに充てるための準備金及び契約者割戻しの計算の方法に関する事項 ホ 未収共済掛金の計上に関する事項 ヘ 第五十八条第一項第一号に掲げる共済掛金積立金を計算する共済契約については、共済金額、共済の種類又は共済期間を変更する場合における計算の方法に関する事項 ト その他共済の教理に関して必要な事項 2 共同事業組合は、前項第一号トに掲げる事項及び同号イからワまでに掲げる事項に係る技術的事項、同項第二号イからチまでに掲げる事項並びに同項第三号イ及びハからトまでに掲げる事項を共済規程に記載しないことができる。</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合は その理由)	未設定(過去に申請実績がないため)			
期間の制定根拠	—			